

沖縄県でマリンレジャー事業をする場合は届出が必要です

沖縄県では、公安委員会への届出が義務付けられているマリンレジャーの業種があります。（無届営業には罰則あり）

届出が必要な業種例



海水浴場



ダイビング



スノーケリング



モーターボート類

カヌー・カヤック

サップ

（水上バイクなどで牽引等するレジャーを含む）

沖縄県においては、**水上安全条例**（沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例）に基づき、一部の**海域レジャー事業等**について「届出制」を採用しており、**海域レジャー事業等**を営む上で水難救助員やガイドの資格が必要な事業があります。

県警察ウェブサイトのトップページにある「各種申請・手続き」から「マリンレジャー関係の手続について」を選択し、届出に必要な書類等をご確認ください。

ご不明な点は、警察本部地域部地域課水上安全対策係又は各警察署の地域課担当係までお問い合わせください。

届出をした事業者は、全て県警察ウェブサイトに掲載されます。



沖縄県警察
マスコット
「シーサー君」